会計監査人に支払うべき財産上の利益の額

1 公社及び子会社が支払うべき報酬等の合計額	151,949,046 円
2 上記1の合計額のうち、公認会計士法(昭和23年法律第103号) 第2条第1項の業務(監査証明業務)の対価として支払うべき報酬 等の合計額	120,000,000円
3 上記2の合計額のうち、公社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	120,000,000円